

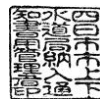
四日市市上下水道局告示第 11 号

四日市市上下水道局公印規程（昭和 33 年水道局管理規程第 2 号）第 7 条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用するので、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 25 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 名称 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸法 方 10 ミリメートル 方 12 ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

令和 7 年度分の以下の通知書

（1）縮小した印影を印刷して使用するもの

方 10 ミリメートル

水道料金・下水道使用料納入通知書
水道料金・下水道使用料納入通知書（督促状）
水道料金・下水道使用料納入通知書（催告状）
農業集落排水施設使用料納入通知書
農業集落排水施設使用料納入通知書（督促状）

方 12 ミリメートル

コミュニティ・プラント使用料納入通知書
コミュニティ・プラント使用料納入通知書（督促状）
コミュニティ・プラント使用料納入通知書（催告状）

（上下水道局管理部お客様センター）